

第10号

2009-04-25

支援する会ニュース編集局
〒104-0061 東京都中央区銀座
4-14-19 第二カタヤマビル3F
銀座内科診療所

小児科医師 中原利郎先生の

過労死認定を支援する会ニュース

患者のいのちを守る 医師のいのちも守ろう

いのちを守る

過労死から
医師を守る義務が
病院にはあります



平成二十年十一月四日、故中原利郎先生の過労自殺について病院の責任を認めなかった東京高裁の判決に抗議し、遺族は最高裁への上告受理申立の手続きを行いました。

中原先生の死後九年経過した今なお続く医師の過重労働に対し、これまで看過してきた労働基準監督署もようやく重い腰を上げ、各地で病院への立ち入り調査、勧告に乗り出すようになりました。病院経営者には過労死から医師を守る義務があるのは自明のことです。患者のいのちを守るには、働く医師のいのちも守らねばなりません。病院の責任を追及するため、最高裁への申立を行った遺族は、支援してくださる皆様の声を集める署名活動を始めました。

○署名活動にご協力をお願いします

平成二十年十月二十一日に東京高裁で下りた判決は、業務の過重性を認めながら、死に対する病院側の責任は認めない内容でした。過労死したのは自己責任と言わんばかりの判決に対し、遺族は抗議しています。抗議に賛同する署名が多く集まれば、病院が法に則り、正しい労務管理を行っていたのかを問いただすチャンスが生まれるかもしれません。

同封の署名用紙に、ぜひ、あなたのお名前を書いて、「支援の会」までご返送ください。月に一度、遺族の中原のり子が最高裁に届けます。また、高裁判決に対する怒りの声も募集中です。郵送、FAX、メールにて「支援の会」までお寄せください。届いた声は最高裁に届けるほか、H

せていただきました。このボールペンを通して、中原過労死事件や医師の過重労働について、一人でも多くの方が考えてくださることを願っています。広報活動にご協力くださる方がいらつしやいます。2ページをご覧の上、所定の宛先までお申し込みください。

○皆様へのお願い

高裁への上告受理申請のうち、受理されるのは年間百件に満たないのが現実です。わずかな可能性に賭ける遺族にどうぞ益々のご支援をお願い申し上げます。



守月 理
「支援の会」会長
心臓血管外科医

○ボールペン作戦を開始します

署名用紙にご記入の際に、ぜひ、同封の特製ボールペンをご利用ください。「過労死から医師を守ろう!」は、遺族と「支援の会」の心からの願いです。今回三千本を制作せよ、かねてより遺族に心を寄せ、同封さ

<< 第10号の主な内容 >>

- 1面：会長から署名活動に賛同します
- 2面：ボールペン作戦について岩崎政孝弁護士に訊く
- 3-6面：署名活動に賛同します書評「医者をも殺すな!」
- 7面：支援の会MLから
- 8面：のり子のメッセージ
会計中間報告
総会の案内

署名活動に賛同します

署名活動を支持・応援
してくださる方々の声は
3~6面に続きます

いないでしょう。しかしながら、病院の医師の労働環境はとて悪化しており、都会でさえ休日夜間の救急対応が不可能となつてきています。病院勤務医の労働環境を守るための訴訟が、高裁まで退けられ最高裁での審議を要請しています。審議開始のためのご署名をお願いします。東京保険医協会理事 申 偉秀

わが国の医療は崩壊の危機に瀕しています。特に、産科・小児科・救急医療の現場での医療者の過剰勤務を放置することは出来ません。故中原先生の過労死認定について、多くの国民が関心をもち、見守っています。最高裁が正面から、この問題に取り組みことを強く希望します。医師・東京大学医科学研究所 上 昌広

厚労省はデータや現場の実情ではなく、規範を行政の基本としています。矛盾だらけの立派な規範を、現場に押し付けます。行政は、規範を現実化するための努力を放棄し、違反の責任を現場に押し付けてきました。現場は、今も、労働基準法を無視したがんばりで医療を運営せざるを得ない状況にあります。

愛育病院の総合周産期母子医療センターの指定返上騒動の原因は、センターの設置基準が、医療現場の実情と乖離した絵空事だったことにあります。

中原利郎先生の悲劇は厚労省の規範優先の行政に由来するものであり、現在も同じ状況が続いています。中原先生だけの問題ではなく、我々の問題でもありません。我々の門下生、小松 秀樹

「医療崩壊」を防ぐために、必要なとき必要な医療を受けられるために、今行動を！日本の社会を不安で覆っている「医療崩壊」と無関係な医療者はありません。また、この瞬間元気であつても、不測の事故や急病で今夜救急医療の世話にならないと断言できる人も

医師に求められる業務内容は、本来の医療以外にも増え続けており、年齢に係わらず過重労働が続いています。医師は、国民の健康を守る貴重な人的資源であり、その健康確保は国民にとつても重要な課題です。過重労働の下で、心身の健康が悪化しているも、自らの健康管理に注意を払うことさえできない医師が多いなか、病院は事業主として、法に則り過重労働に対して十分な注意を払う義務があります。

勤務医の労働環境悪化をこれ以上放置してはなりません。中原医師のご遺族の上告受理申請を支持し、署名活動に賛同します。医療法人社団 今村聡
理事 今村聡

ボールペンで広げよう！署名の輪



(写真は制作見本)

「いのちを守る」特製ボールペンは、ご希望の方にはお一人様一本まで無料で差し上げます(送料のみご負担ください)。ご家庭で、職場で、学校で、このボールペンを使って、医師の過重労働を知らせ、署名を呼びかけていただけませんか？



裁判の現段階と今後の可能性について

最高裁に上告受理申し立てをしたが、まだ受理も不受理も決定されていない段階。今後、受理決定された場合は、原判決を破棄して、高裁に差し戻して審理する、高裁原判決を破棄して、最高裁原判決が自ら判決し、上告審で判決が確定する、上告を棄却する、という3つの可能性がある。最も高裁が原判決を破棄する際の原則は、なので、まずは高裁に差し戻して、逆転勝訴判決を目指していくこととなる。もちろん、で勝訴となればなおよい。他方、もし不受理決定された場合は、原判決(高裁判決)が確定してしまふ。つまり病院の責任は認められず、裁判は終了する。



どうなる？ どうする？ 最高裁 岩崎 政孝 弁護士に訊く

最高裁や国民に伝えていくこと
医師を過重労働から解放し、医師の健康を守ることが根本的には国や自治体の政策課題だが、現場の要は、個々の病院の経営者の自覚と対応であり、常に所属医師の労働状況を注視し、過労な状態をなくしていかなければ、およそ現実の改善にはならない。そして、医師の健康がきちんと守られなければ、医療現場から医師が離れていったり、医療事故に結びつくことは十分に確保されることとが難しくなってしまう。この裁判が、現在の医療現場の実態を象徴する事件であり、重大な医療問題に繋がっていることを、最高裁判所や国民の皆さんに正確に伝えていくことが大切だと思ふ。(談)

○ボールペン作戦の生い立ち

福島県立大野病院産婦人科で起きた医療事故の際、逮捕された医師の無罪を信じる医療関係者の間から、支援する文言を入れたボールペンが生まれました。身近なツールを通して事件の周知を広く行い、支援活動を日常化するこの「ボールペン作戦」は、昨秋終了するまでに一万本を超える数を配布。多くの方に裁判を知っていただくきっかけとなりました。

○ボールペン作戦詳細

実行者の深谷元継先生が、この度私たちの趣旨に賛同し、作戦第二弾として中原支援の会のボールペン制作及び配布作業を引き受けてくださいました。初回同様、ボールペンの意味を知り、支援の輪に加わってくださる方が一人でも多く生まれることを願っております。

ボールペン希望の方は、右の参加方法をお読みの上、深谷先生までお申し込みください。一本のみ申し込みされる場合は送料のみご負担となります。複数本をお申し込みいただく、周囲の方にお配りして皆さんでお使いいただく、さらにお申し込みの方は、恐縮ですが一本につき九〇円以上のお申し込みの方には、

「ボールペン作戦」参加方法

参加ご希望の方は、封筒の表に「中原支援ボールペン希望」と朱書し、送り先の住所・氏名を記入し必要金額の切手を貼った返信用封筒を同封の上、下記あてにお申込みください。お一人様1本まで無料で送りいたします。このボールペンで署名にご協力いただけたら幸いです。2本以上ご希望の方は、できましたら1本につき原価(約84円)以上のご寄付をお願い致します。

[宛先]
460-0012 名古屋市中区千代田5-20-6 鶴舞公園クリニック

複数本ご希望の方は、
【10本まで】
「中原支援ボールペン 本希望」と朱書して、返信用封筒には
2本まで：120円 3-5本：140円
6-7本：200円 8-10本：240円 の切手を貼ってください。
【11本以上】
104-0033 東京都中央区新川1-11-6 中原ビル「中原支援の会」
(TEL:090-6133-0090 FAX:03-3552-2888)まで御連絡ください。個別にご相談、対応させていただきます。

【ご寄付について】
ボールペンは製作原価が1本約84円です。皆様からのご寄付が集まる限り製作無料配布を続けていきます。
振込先は下記のいずれかご都合のいい口座をご利用ください。

三菱東京UFJ銀行 築地支店 普通預金 0026409
「中原先生支援する会 ボールペン作戦」

ゆうちょ銀行振込口座
00160-2-361759 「中原先生支援する会 ボールペン作戦」

ボールペン作戦会議室のご案内
<http://d.hatena.ne.jp/moto-ballpen/>

支援の会が目指すもの

九年前に過労からうつ病を発症し、投身自殺した小児科医師中原先生が遺書で訴えた「あまりに貧しい」日本の医療を改善し、医師と患者がともに守られる医療現場を実現することが目標です。
二十四時間三百六十五日、いのちを守る仕事に献身する医師がいたら、病院はその医師のいのちを守る。当然のことではないでしょうか？
めではないでしょうか？
繰り返さなければ、悲劇は繰り返されず、繰り返されていきます。困るのは患者です。患者のいのちを守る、そのためにこそ、医師の命も守らなければなりません。



特集！ 遺族の決意と署名活動を 支持する声・声・声

日本の医療は、いま崩壊への道をつっぱしっています。これは産科や小児科そして救急医療の現状に現れています。

原因はいろいろあると思いますが、その最たるものは医師の過酷な勤務条件です。現場の大変さは、勤務医である子供達の生活を見ていると、ひしひしと感ぜられます。

故中原先生の過労死認定については、おおくの医師のみならず、国民も関心をもって見えています。最高裁判所の現実を直視した判断を心から希望いたします。

医療法人貴心会服部内科クリニック理事長 服部 行麗
世界の経済大国日本の首都東京の有名病院、愛育病院と日本赤十字社医療センターが、相次いで労働基準法違反で是正勧告を受けました。

その後愛育病院は総合周産期医療センターの指定返上まで検討せざるをえない事態に追い込まれています。

他施設よりは恵まれたはずの両病院が労基法の是正勧告対象となった事態は、日本の医師の労働環境の劣悪さを白日の下にさらしだしています。

勤務医の労働環境改善は医療崩壊阻止の必要最低条件です。中原裁判の意義は益々重くなっています。

済生会栗橋病院副院長、医療制度研究会副理事長 本田 宏

安心して安全な医療を提供するには健全な医療従事者が必要です。

健全な医療従事者を確保するには、的確な労務管理が欠かせません。残念ながら、わが国の多くの医療施設、ことに国公立の病院では医師の労務管理が的確に行われていません。

国民・患者さんが安心して受けられる医療を提供するためには、**医療施設が的確な労務管理をすることが必要**であり、責務です。

国立がんセンター中央病院・病院長 土屋了介

病院で働く小児科医に適正な勤務環境・労働条件を約束することによってはじめて、信頼性の高い医療を子ども達に提供することが可能になります。

しかし日本小児科学会の調査では、小児科勤務医の労働条件は過酷を極めており、時間外診療をしている小児科医(調査数二六二八人の月超過労働時間合計は平均八六・七時間)で、過労死基準(月八〇時間)を上回る長時間の勤務を続けている医師が多数です。

EUでは今年の八月一日から、研修医の週労働時間が48時間に規制されます。行政・雇い主・小児科をはじめとする病院勤務医の労働環境の適正化に取り組むことが喫緊の課題であり、その意味でも中原裁判の最高裁判決には、昨今の医療問題に関連する社会的使命を果たすことが求められていると考えています。

大阪府立母子保健総合医療センター 藤村 正哲(小児科医)

人の「いのち」を支える医師がいて、そうした医師を支えるために病院がある。だから私たちは、社会全体で病院を支える。そんなこと、当然ではないのか。

病院が医師を支える責務を放棄するのなら、医師たちはどうやって私たちの「いのち」を支えるというのか。

これは、中原医師だけの問題ではない。日本社会の医療の本質に関わる問題である。医療崩壊の瀬戸際にあつて、司法がその引き金をひくことなど絶対にあつてはならない。NPO法人自殺対策支援センター ライフリンク代表 清水 康之

最高裁判所 中原過労自死損害賠償担当裁判官殿

私は中原利郎氏と同じ医師として、行政・民事ともいわずゆるゆるの中原裁判をこれまで支援してきたものです。

また、過労死や過労自死の被災者家族の生活や権利を守る立場から設立された、過労死・自死相談センター代表として、最高裁判所に公正な立場で正しい判決をいただくようお願いするものでもありません。

中原裁判に関してのこれまでの地裁高裁判決の内容についてですが、行政・民事の両方について、遺族の要求を退けた地裁判決は言つに及ばず、行政責任のみを認め、民事責任を否定した高裁判決で、裁判官の認識について、小生は大きな疑問をもっています。勤労者の健康や安全に配慮

した労働を具体的に保証する法律のなかに労働安全衛生法があることはご承知のことと存じますが、とくに、高裁判決では、民事責任の有無を判断するうえで重要なこの法律の病院での施行状況について一顧だにせず判決を下していることには大きな疑問を感じております。

関係者から聞くところによりますと、被告病院でのこの法律の施行状況は、きわめて



皆さんで、産業医は選任されていたというものの、産業医としての職務はなにひとつ実施しておらず、施設職員に周知されていたかも疑われています。また、法律に規定されている安全衛生委員の選任や安全衛生委員会の開催さえ行われていなかったとも聞いております。当然のことながら義務づけられている安全衛生委員会の議事録は存在しないことにな

ります。また、裁判では、定期健康診断結果の労働者への説明義務の履行や労働基準監督署への届け出義務を行っていたかも不明です。

多くの専門医療従事者や労働者を雇用する病院施設でのこうした安全衛生を配慮しない運営には、これまで多くの疑問が提示され、最近でこそ、当直勤務や時間外労働のあり方について、関係行政機関からの指導により、改善される傾向にあるとはいえ、中原医師が死亡した当時、病院経営者がこうした認識を有していたかはおおいに疑問を感じます。

どうか最高裁での審理では、こうした点を考慮し、公正な判決を下されるようお願い申し上げます。2009年4月5日 国立公衆衛生院名誉教授 上畑 鉄之丞

全国で自治体病院の医師不足が深刻になっていきます。筆者が自治体病院の現場で仕事をしていると、医師不足は行政と住民が自ら招いた面もあることを感じます。

医師が退職し医療崩壊を起こしている地域ほど、過酷な勤務状況にある医師たちの立場や気持ちを考えない行動が目立ちます。

中原先生の訴訟は、国民が医師の立場に立つて物事を考えるという最初のきっかけになったと思います。

何としても訴訟に勝ち、わが国の医療再生の契機となることを期待しています。

城西大学経営学部マネジメント総合学科准教授 伊関 友伸(いせき ともとし)

私は、毎年、大学の講義で中原医師の遺書「少子化と経営効率のはざままで」を紹介し、学生に医療問題を考えしてもらっています。そして私個人は、一私人と



で、何度もカウンセリングを受けようと心療内科のドアをノックしたいという衝動にかられたことがあります。全国にもまだまだ中原先生のように過酷労働を課せられ、心を折られて、放置されている医師が沢山存在します。

まさに勤務医にとつて、日本の病院の大部分は法国家の無法地帯です。私は「兵庫県立柏原病院小児科を守る会」や「丹波医療再生ネット」や「え隊」などの丹波で興った革命的な住民運動などのお陰で、心や体を病むことなく過ごせるようになりまし

勢は今、全国から注目を浴びています。住民・現場の医療者レベルでは医療を守る方法を見つけて、努力をして、全国にも惜しげもなく広げようとしているのに、今回の中原先生の判決を聞いて、「この判決は日本の無法地帯を更に放置することになる」「医療崩壊を加速させる」判決ではないか」と思いました。日本の司法はいつたい何を守るうとしてい

して中原のり子さんや「支援する会」の活動を応援しています。この度、中原のり子さんから、司法の奇跡的な判決を求めるには署名の数が不足しているとの連絡を受けたので、署名活動の後押しに協力させていただきます。みなさん、よろしくお願いたします。権丈 善一

中原先生と同じ小児科勤務医です。私も激務や精神的ストレス

らの日本の医療・日本人の命・心を本当に守れるのか？不安でなりません。全国の医療崩壊はもう始まっており、時間が残されていないのです。国民の命を守るために日本の医師と住民の心を救う判決を切に望みます。

国民の命を守るために日本の医療再生につながる革命的な判決を切に望みます。平成二十一年三月三十一日「兵庫県立柏原病院小児科を守る会」に守られた小児科医 和久 祥三

先日、友人の研修医が医者辞めた。医者を続けることに少なくない研修医が不安を持っていて。病気に苦しんでいるひとにできるかぎりのことをしたい。けれど、自分の生活・生命は自分で守らなければいけない。自分と患者の間には線をきちんとひく。たしかにそうだ。けれどほんとうにそれだけでいいの。患者さんのいのちをまもる。そう努力する医者たちが自己管理できなかつたらお前が悪いのだと突き放されるのではなく、安心して全力で医療をできる環境がほしい。

そんな環境に向けての判決、必ず勝ち取りましょう！「Jog」夢の病院プロジェクト代表 佐久総合病院付属小海診療所後期研修医 小池 宙

「突然の家族の死」その経験した人は誰もが、なぜ・元に戻って・「本当のことを知りたい。うそをつかないで。」「もし、不具

合があったなら、心から謝って。」「他の人がこんな思いをしないように対策して。」「と思うのです。しかし、強者は常に弱者に冷たく、多くの市民も知らず強者の仲間入りをしていることがあります。中原さんの最高裁での審理が弱者に配慮した結果を導き出すために皆様の署名をよろしくお願いいたします。都立広尾病院医療過誤・事件被害者遺族 永井 裕之



かぜのような症状から急変し、重度障害児となったり死に至つたりする、小児特有の深刻な疾患があります。親たちはぐつたりした子どもを抱え、無我夢中で小児科に転がり込みます。私自身は、不幸な転帰をたどつた子どもの家族を見守る立場にありますが、小児科は、これまでどれほど多くの子ども命と健康を守つてきてくれたことでしょうか。

子どもと家族の暮らしを、根底で支えているのが小児科医だと思えます。その使命が、中原先生の肩にあまりにも重く押し掛かつたことを思うと、保護者としていたたまれず、申し訳のない思いさえします。中原利郎先生の過労死が広く認められ、この訴えが礎となつて小児科の勤務体制がよくなつていくことを願つて止みません。インフルエンザ脳症の会/病児遺族の会、小さないのち代表 坂下 裕子

医師は、患者さんを救おうと勉強し医師になりました。病院、医療界という閉鎖的な空間で働いてきたために世間とのズレが生じてきています。働いて当たり前、という雰囲気そのひとつです。自分を犠牲にして、自分の家族を犠牲にして、でも患者さんを救うのだ、と。だから、自分がつらいとは医師は言いませんでした。言うことがいけないことだと思つています。中原先生は、死を選びました。それ以外に方法がなかったと思います。中原先生の死、そしてご家族の活動は、私たち医師が気づかなかつた世間とのずれを気づかせてくれました。でも、医師はそれでも働き続けます。その医師の姿を国民の皆様を知つてもらいたい。そして、国民の皆様と一緒に医療を作つていかなければならない。中原先生の死を国がどのように考えるか、裁判で結論が出ます。

裁判の判決で中原先生の医師としての仕事を認めてくれることが、日本の医療を救うことにつながる。医療者と国民が日本の医療をあきらめず、一緒に手をとりあえるのではないでしようか？ 裁判所の英断を期待します。NPO血液患者コミュニティももの木理事長、医師 田中 祐次

中で自らの命を絶つた。「経済大国日本の首都で行われているあまりに貧弱な小児医療」を吐露した遺書と、育児休暇後に復帰しようとして宿直ができないことを理由にリストラされた同僚医師が病院に残れるよう、病院に提案した稟議書のコピーだ。東京地裁で「労災」が確定したのに、その労災を引き起こした病院の責任が否定されたままではおかしい。中原さんが残したメッセージへの裁判所からの正しい答えが欲しい。ジャーナリスト まさの あつこ



サッカーで鍛え上げたすばらしい太ももの持ち主だった中原先生が過労の末に命を落とされたことはきわめて残念なことです。彼の無念を晴らすために病院がしかるべき賠償責任を果たすことが必要であります。中原先生の裁判の行方は日本の医療の安全確保にとつて重大な影響をもたらします。医師が安心して働ける職場を確保するため、に病院管理者がしかるべき責任をとることが求められています。

この辺が曖昧になると結局また同じようなことが起こるのです。

最高裁が国民の利益を守る正義の判断をするよう強く訴えかけていきたいと思います。
小田原市 マナクリニックス 院長 須田 民男

無関心への反省
日本において医師のストレスや長時間労働に関して、実態を調査する研究が少ない。

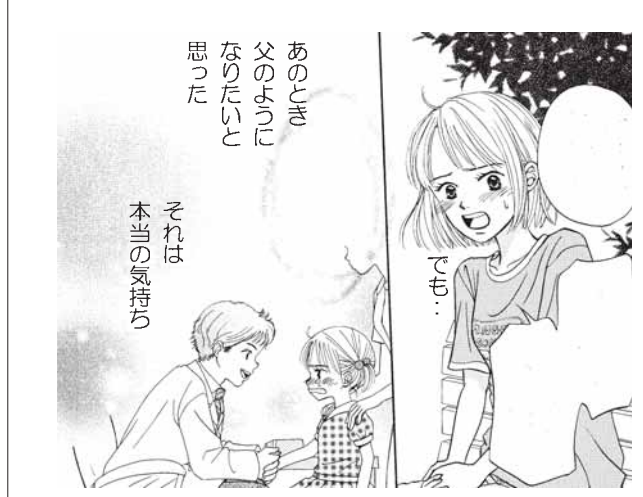
翻ってアメリカでは、そうした研究がいくつも出されている。

たとえば、既に一九七一年のフリードマンらによる医師を対象とした研究では、長時間労働で睡眠が剥奪されると、非常に強い悲哀感を持ち、イライラが増大し、場にそぐわない感情を抱き、離人症を訴え、医療データの異常を発見する能力が低下することが報告されている。

また、ファース・コーゼンの調査では、睡眠不足や過剰労働によって、医療内容の質が低下し、同僚との関係が損なわれることが明らかにした。

さらにルーベンの調査では、睡眠剥奪や過労のほかに、患者の死亡や悲嘆にくれる家族の相手をする事、自身や医療に対する無力感を感じる事、過剰な責任感を負う事によって、医師のストレスは増大され、抑うつ状態になることが示された。

その他にも、医療従事者のストレスによる、「燃え尽き症候群burn out」、うつ病、アルコール依存症、自殺などについて、欧米では医学、看護学、行動学、心理学、社会学といった分野において研究の



あのとぎ父のようになりたいたいと思った

それは本当の気持ち

蓄積がある。

それでは、どうして日本ではこのような調査研究が少ないのだろうか。

それは、日本の医師が長時間労働や睡眠不足とは無縁でストレスを感じていない、という理由からではない。

その理由は、**私たちが医師のストレスに対して無関心であったから**なのだ。

この無関心によって犠牲になつた医師がいる。

このまま私たちが無関心を決めこめば、犠牲になる医師は後を絶たないだろう。

私たちにできることは少ないかもしれないが、せめて無関心を反省し、このことに関心を持つべきだと思つた。

署名はそのための第一歩となるだろう。

ハーバード大学公衆衛生大学院 細田 満和子 (社会学博士)



日本の医療は、医師・看護師らの崇高な使命感と自己犠牲の上にかかる。立ててきたといつても過言ではありませぬ。
しかし小児科、産婦人科領域をはじめ、もう破綻が顕著に露呈しているのです。
国の低医療費政策がその原因であることは明らかです。

そうだからこそ一層、それぞれの**医療機関が健康**管理に細心の注意と必要な手立てを講じて、**断固として医師らの命と健康を守ることが社会的責任**なのです。

中原医師の裁判の勝利は、日本の医療の変革の烽火です。力を合わせましょう。
働くもののいのちと健康を守る東京センター事務局長 色部 祐

中原先生の死亡原因は遺書からはつきりしていません。医療現場の際限のない過酷さ、そしてその状況を改善するには非力な個々の医師の絶望感です。

超長時間勤務は医療界の慣行、でしたが、管理部門は別勤務で状況を知りながら放置してききました。

労基法を無視してきた国、全国の病院と同様、勤務病院の責任もゼロとはいえませぬ。

正しい判決は広くその正義を問う一歩で、歴史的な意義

を持つことになりました。医療ジャーナリスト・元朝日新聞編集委員 田辺 功

本来は島の中だけのさやかな勉強会である甞島地域医療研究会だが、二年前の大会は四〇回記念大会ということでご参加いただいた。その中のお一人が中原のり子さんで、暖かいご声援を頂いた。

今回は、そのお礼もかねて、「ご主人の遺志を継いで闘っておられる中原さんにエールをお送りしたい。」

中原さんの闘いは勤務医支援の闘いであり、我々離島勤務医に対する応援の闘いでもある。
薩摩川内市下甞手打診療所 瀬戸上 健二郎

私の娘(二六歳)は医学部を卒業し、平成一七年四月より希望に燃えて某私大医学部で研修を開始しました。

研修医としての一年間は過酷を極める生活でした。当直は年に七十八回、翌日はもちろん通常勤務でした。毎朝六時には家を出て、帰宅は夜の十一時から十二時でした。

疲れ果て翌年(平成一八年)四月二日に自ら筋弛緩薬を点滴にて投与して自死しました。

私はただちに労働基準監督署に労災申請しましたが雇用主が申請書に捺印するのを拒否するといふ妨害工作に出るといふ暴挙に出ました。

それでも翌年(平成一九年)二月に労災認定されました。医師不足が叫ばれる中で将来のある研修医を酷使して過

労死させるなどということは許されるものではありません。雇用主は深く反省するべきです。
雇用主の責任が問われないようだとこのような悲劇が何度も繰り返されることとなります。



じゅう!!

はい おしまー!!

医師を過労死させるといふことは医療の崩壊につながります。
私の娘の死をどうぞ無駄にしないようお願いします。

遺族の想いを汲んで頂きました。平成二一年四月八日 山田内科クリニック院長 山田 明



全国医師連盟 (http://doctor2007.com) 執行部は、三月三〇日、「総合産科センター」等の医療機関における労働環境についての見解を発表しました。
近日中に、全国医師ユニオンが結成される予定です。中原先生のような不幸なできごとが、二度と起きてはいけません。

医療崩壊を防ぐためにも、お互い、頑張りましょう。
全国医師連盟代表 黒川 衛

病院はそこで働く医師を守れ!
中原先生のことを新聞で知ってからは、長い月日がたちました。

その時に感じたことは今も鮮明です。良心的で、一生懸命に小児医療に寝食を忘れて向き合っていた医師が、なぜ死を選ばなくてはならなかったのか。そこで感じていたことは、底の見えない孤独の暗闇であつたのだらう、という確信。

同じ忙しさであっても、病院が、小児医療の不採算性や医師不足、それによる激務を理解してくれて、問題を解決するべく何とかしようとする姿勢があつたら、絶対に死を選ぶことはありません。

病院に殺されたともいえる状態で、今また病院は自らの非を認めないという二度目の過ちを犯しています。

医療の中身は人なのです。人が人を診ることがすなわち医療です。

病院はなぜそこで働く医



署名呼びかけのポスターができました！
診療所の待合室に
店の掲示板に
どうぞ御活用ください！

会員の方には、会報に一枚ずつ同封してお送りしています。追加ご希望の方はファクス、電話、メールで「支援の会」へお申し込みください。追加分については、は実費一枚100円+送料を頂戴します。8ページに掲載の口座に振り込んでください。尚、PDFファイルを支援の会のサイトに公開していますので、ダウンロードして印刷して使ってくださいでも結構です。ポスターをデザイン制作して下さった佐藤鉄平さんに感謝！

師を守ろうとしないのか。
医師を守らずに患者の命を守るはずがありません。

中原先生ご遺族の闘いは、医療崩壊の元凶、本丸との闘いです。

この闘いを心より支持し応援いたします。
都立府中病院産婦人科部長 桑江千鶴子

人の命を守ってきた中原医師は過酷な勤務が認められ、労災認定されました。病院側に全責任がある判決を下すのが当然なのに、高裁は不当判決を下しました。病院側は中原医師の過酷な労働実態は知り得たはずで、安全配慮義務違反は明らかです。最高裁は、病院側が中原医師を死に追い込んだ責任を認め、二度と過労死を繰り返さ

ない改善が必要です。また悲惨な思いをする遺族をこれ以上つくりたくないためにも、みなさんの署名を一筆でも多く要請にお応えください。よろしくお願いいたします。

全国過労死を考える家族の会代表 寺西 笑子

いま日本中で、都会や過疎地を問わず小児科医や産婦人科医がおかれてる現状は極めて厳しいものがある。故中原医師の「過労死認定」を行った判決は、現在の医師不足、医師労働問題から日本の医療を憂える人々に肯定的な労基法サイドの合意を与えるものであった。

確定判決からすれば、賠償責任においても労働基準法や労働安全衛生法に違反した重大な安全配慮義務違反が存在

するものと考えます。最高裁判所での公正な審理を切望する。
全国保険医団体連合会副会長 津田 光夫

中原先生がこの国の小児医療を憂い、その意味を私たちに問うてから九年。

心身ともに過酷な状態で働く数え切れないほどの小児科医、そしてその医師を支え続ける家族の、「自己犠牲性」が「日常」があります。

管理者である病院にきちんと責任を認め、謝罪してもらい、いまだにそのような働き方を押し進めている病院には、一刻も早く悔改めていただくなければならぬと思います。第二の中原先生を決して作

らぬために。
『知ろつ！小児医療 守ろう！子ども達』の会代表・二児の母 阿真 京子
グループ・ネクサスは、血液がんである悪性リンパ腫の全国患者団体ですが、血液内



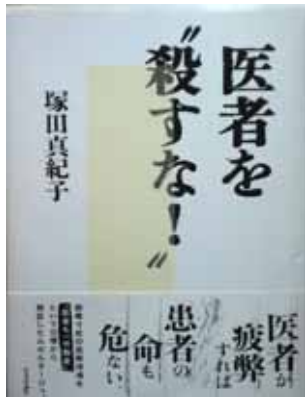
科の医療者の疲弊も深刻なものがあり、各地で血液内科医の不足と偏在が進んでいま

医療者の適正な労働環境を守ることが、患者に適切な医療が提供されるための大前提であり、心ある医療者の皆様のみならず、私たち患者や広く一般市民を巻き込んだ運動と協働の必要性を、日々痛感しております。

司法による心ある判断を望みます。
特定非営利活動法人グループ・ネクサス理事長 天野 慎介

中原先生ご遺族の最高裁への上告受理申請に賛同し、皆様に署名へのご協力ををお願い申し上げます。
新葛飾病院長 清水陽一

書評 『医者』を「殺すな！」



日本評論社 1800円+税 2009年2月発行

3~7ページのカットは、故・中原利郎先生の遺児・智子さんをモデルにした「小さないのち」(BE・LOVE誌2008年3月25日増刊号掲載)の一部を、講談社と作者水沢友希さんの御好意により使わせていただきました。(C)講談社/水沢友希

何度か、目をそらしたくなる本である。それは、自省を余儀なくされるからだろう。情報を伝えないためには、ひたすら隠蔽するか、わかりにくく開示するか、そのどちらかだと考えていたが、実際には、受け手側のリテラシー、さらには知ろうとする意思がなければ大切なことは伝わらない。

1998年に、関西医大耳鼻科研修医だった森大仁さんが亡くなったとき、どう報じられたのか、私はぜんぜん覚えていない。そこに、数カ月間働いた若者が過労死するよ

組む塚田さんの文章は、読み手である私の心を何度も締め付け、突き刺してくる。この問題に対して無策で直視すらしていなかった私は、「医者」を「殺すな！」という怒りを引き起こすことに加担していたのだと、否が応でも気づかされていくのだ。

今からでも、塚田さんと一緒に向き合いたい。そして、私も「医者」を「殺すな！」と叫ぶひとりでありたい。同じ願いを共有するために、この本は何度も紐解く必要がある。自戒を込めて、みなさんにも一読をお勧めします。
仁科 典子 社員

支援の会メールマガジンのご案内

「支援の会」の会員限定メールマガジンは、医療者ではない一般の方から医師や医師家族まで、さまざまなお声がかかります。中原先生の遺族と同じ悲しみを味わう方が、二度と現れないことを願う気持ちはいままさに激務の渦中の豊島先生、お子さんが中原先生の患者だった藤谷さんもメールマガジン参加者です。意見交換ご希望の皆様のご参加をお待ちしています。

家族の代わりはいない

私の闘病経験から

産業医科大学産業生体科学研究作業病態学 八幡勝也

二十年前ほど前、某公立病院の内科に勤務していました。内科のベッド数は六五床で、医師は四名、私の上には副院長のベテランの女医の先生と研修医二名でした。朝八時に病棟に来て、早く夜二〇時まで、状況によってはそのままたま泊まり込んだり、帰宅しても呼び出される事が多く、一度確認したときには月に二〇回時間外に呼び出されていました。

その後自宅にずっと居たわけですが、仕事のことが気になっていました。医局の方で交替で派遣してくれることとなり、一ヶ月で退院しました。

その日の朝、外来中にカルテの紙の上にチラチラするものが出現しました。それが次第に大きくなり、黒い斑点と気、頭痛、異臭などがでて、これは尋常じゃないと考え、外来を中断し、近くの眼科を受診しました。

諸検査の結果、診断は「原田病」でした。斑点は次第に大きくなり、視野の半分ぐらいいとなり、左右の眼の斑点が重なって、中央が黒く見えなくなってきました。最終的には視野の中心の半分ぐらいいが真つ黒になり、周辺のみが見えるという状態になりました。

助教教授だったこともあって、助手として採用されました。その時から基本として、「責任ある無責任」つまり責任を持つてできる範囲を明確にし、終わるようにはしました。もちろん、それでは済まないような事もありましたが、基本的にはそのスタンスを今でも取っています。

組織というものは、全て組織のためにスタッフを機能させようとする。しかし、スタッフは生身の人間です。当然、できることとできないこととがあります。その関係を明確にしないと組織は個人を使えるだけ使おうとします。特殊な専門職である医師は一般

社会から見ると個人事業主のような特殊な働き方に陥りやすいのです。しかし、それを良いこととして組織は手を抜きがちになります。

社会が変化し、医療に対する社会の要望のレベルが高くなった現在では、医療の働き方を根本から見直し、組織的な対応で臨まなくてはなりません。そのためには旧来の貧弱な社会基盤だった時代の医療設計や意識ではなく、近代的な組織としての医療制度を確立する必要があります。それはある意味で、「赤ひげ」の感傷からは離れるかも知れませんが、医師も市民も納得する医療への一歩だと思えます。

最高裁の上告申請受理を期待する

神奈川県立こども医療センター

NICU勤務医

豊島勝昭

これまで私たち小児科勤務医は、病床不足や医師不足を夜間・休日の超過勤務によって補い、目の前の子どもたちの命を守ってきました。

最近、NICUにも労働基準監督署から労働環境の是正勧告が届きました。

労働基準が小児科医の身を案じてくれるのはありがたいことではあります。法を守り、現状のNICU・小児救急の収容・診療能力を維持するために必要な労働医の増員が必要です。

医師不足や労働基準法遵守を理由に救えない子どもが出てしまつたら、くやし、申し訳なく成りませぬ。

子どもたちの未来を守るために、小児科医を増やす方法

病院経営者の方には経済性を越えて、小児医療をとりまく環境整備に知恵を貸していただきたく思います。

越え、退職を余儀なくされる中堅・ベテランの小児科医をこれ以上出さないよう、若手医師が将来の不安なく小児科を希望できるように、勤務環境を整えていくことが、故中原先生のご遺志を受け継ぐことではないでしょうか。

現場の小児科医は、小児医療のやりがいやすばらしさを社会や若者に伝える努力、小児医療の理解者・志望者を増やす努力を、これまで以上に

続けていこうと思つていますが、小児科医が増えるまでは、限られた人員でやっていくしかありません。

過重労働にならない状況でNICUや小児救急医療を維持できるように、それぞれの地域で勤務医・開業医、小児医療を必要とするお子様のご家族と共に、立場を越えて考えていきたいと感じます。

故中原先生の遺書の「経済大国日本で行われている貧弱な小児医療。不十分な人員と陳腐化した設備で行われている、その場しのぎの救急医療」を今こそ、大人たちがそれぞれ、自分たちにできることを考えるときではないでしょうか。

子どもを大切にしない国に



中原先生の思い出

保育士 藤谷憲美子

息子(二六歳)が一才頃から喘息で苦しむ頃から小児科にかかっていました。

四歳からは先生にも頻りに診察していただくようになりました。夜中に発作の時には急患室前で不安げに待つ事も多く、薄暗い廊下の先に先生の姿を見つければ先生でよかったです。先生もよくつづいていました。先生もにこやかな顔で「すぐ楽になるからね」と安心させながら手際よく治療し、点滴で大騒ぎする息子もがまんできました。

大雪の真夜中に発作もおさまる帰ろうとすると、空が明るくなるまでお母さんも休ん

でいきなさい」とやさしく看護師さんに指示してくださいました。

入院中も子ども達にとっても人気があり、お忙しいのによく話を聞いてくださいました。大好きな乗り物の話が出来た時は大喜びで、回復のはずみもつきました。

先生も楽しくサッカーの話をして、体が弱いからと「きつと好きなことが出来るようになるよ」と励ましてくださいました。

十歳頃から丈夫になり、バスケット大好きで今でも



昨年十月二十二日、悪夢のような敗訴判決を受けて、十一月四日に最高裁判所に上告受理申立をしました。高裁判決後には、たくさんの方から高裁判決に対する「怒りのメッセージ」を寄せて頂きました。現在も尚HPを通して、また最高裁判所の署名活動の応援メッセージを三十一名の方々から頂戴しました。皆様の力強いお言葉に心から感謝申し上げます。

先の高裁判決は、多くの過労死遺族に対して不当な判決をもたらした。かたがた、非常事態を招いていない。どれほど過酷な職場で過重労働に苛まれようと、企業の見解可能性はなかった、というあつてはならない使用者免罪・弱者排斥の論法が振り回されつつあるのです。最高裁判所には、速やかに過労死・過重労働を阻止する判決、人として働きやすい労働環境を推進する当り前の判決を出して頂きたく思います。

最高裁での審理は、進行状況が全く分らず、中裁判の意義と渾身のの上告受理申立ての理由を最高裁が適切に理解しなければ、いつ不受理通知が届くか分からない深刻な状況です。年に五千件位の上告あるのは上告受理申立される中、最高裁で審理されるのは百件に満たないと聞きます。確率だけを考えると極めて低い厳しい状況です。しかし、私は受理(勝訴)を目指します。現在、毎月一度最高裁判所

Noriko's のり子のメッセージ Message

最高裁判決の勝利を求めて



に出向き、事案を知って頂く。為のチラシを配布し、書記官に面談して、高裁判決の違法性を訴え続けています。たくさんの方が私たちの活動を知って、そして応援してくだされば、司法は国民の声を無視することはないのではありません。最高裁判所から頂いた「怒りのメッセージ」「署名用紙」を携えて要請し続けます。

印刷したオリジナルのボールペンを制作しました。「いのちを守る」の事は、患者さんも医師も同じ事。医療の現場で、落とさなくてはならない命を守ることが、私の一番の願いです。どうぞ「いのちを守る」ボールペンを使って、署名のご協力宜しくお願い致します。出来ましたら、署名用紙一枚の五分の欄をこの事案をご理解頂いた方々に全て埋めて頂きたく存じます。

信されませんでした。国民からは医療崩壊を促進し患者に不利を招くのではないかと、医療者からは医師不足の中、労働の是正勧告があっても交代性勤務・宿直勤務などの体制を改善できないのではないかと、嘆く声も聞こえてきます。一方で、病院から医師が大量退職するという事態も起きています。長年の国の無策がこれらの事態を招き、夫も犠牲になつたのです。今起きています。社会現象に、しつかり前向きに取り組み段階に來たので

< 支援の会・案内 >

問い合わせ先: 東京都中央区新川1-11-6 中原ビル「中原支援の会」 TEL: 090-6133-0090 FAX: 03-3552-2888 メール: <nth-naka@mtb.biglobe.ne.jp>

ホームページ: http://www5f.biglobe.ne.jp/~nakahara/

会報「ツツパ」: 上記ホームページにPDF ファイルを掲載しております

メーリングリスト: 参加資格は「支援の会」会員(会費をお支払いいただいた方)限定。お問い合わせは下記アドレスへ。 kuki@medical.email.ne.jp

- 役員
会長 守月 理
副会長 藤塚 主夫
事務局 九鬼 伸夫
事務局次長 鈴木 幸弘
会計 郡司 登
会計監査 高橋 克典
幹事 川島 道美
岩岡 秀明
天野 教之
杉原 正子
植木由紀子
山崎ひろ子
阿真 京子
川井 猛

会計中間報告と会費払込のお願い

前年度(平成20年8月末)残高: 1,027,000円
現在(21年4月10日)までの会費入金: 1,107,000円
合計: 2,134,000円

昨年11月の第9号の会報印刷・発送費用、諸会議費用: 614,000円
差引残高: 1,520,000円

ボールペン・ポスター制作費用見込み: 300,000円
第10号会報印刷・発送費用見込み: 600,000円
総会費用見込み: 100,000円

残高見込み 520,000円 (金額は100円以下四捨五入)

第11号会報の印刷・発送費用が若干賄えない状況です。皆様のご支援によりここまで活動できましたことに感謝申し上げます。今年度の会費の支払いがお済みでない会員の方は、左記宛送金頂ければ幸いです。

会計担当役員 郡司 登

会費・ポスター代金振込先

名義「小児科医師中原利郎先生の過労死認定を支援する会」
ゆうちょ銀行 01103-3-629139
三菱東京UFJ 築地支店(店番号025)
普通 0027104

◎ 総会と本田宏先生講演会のお知らせ

「中原支援の会」の第四回総会と講演会を左記の要領で開催いたします。講演は本田宏先生(済生会栗橋病院副院長・医療制度研究会副理事長)「写真」による「医療崩壊阻止と中原裁判(仮)」。
日時: 六月十三日(土)午後四時半~六時半
会場: TKP銀座ビジネスセンター四階4B
中央区銀座六・一七・二ビルネット館二号館
(新橋演舞場すぐそば)
日比谷線・都営浅草線の東銀座駅六番出口から徒歩三分、JR新橋駅銀座口から徒歩十分
電話 〇三・五一四八・八七〇一
参加のお申し込みは、前日(六月十二日)までに、「支援の会」宛てに、メール・ファックス・はがきでお願いいたします。宛先はこのページ左の「支援の会・案内」欄に記載しています。

